

物品売払い契約書（案）

売払人 周南市（以下「甲」という。）と買受人 ●●●（以下「乙」という。）とは、物品売買について、次の条項により売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物品）

第2条 売買物品は、次のとおりとする。

物品名	二宮金次郎像
数量	1

（売買代金）

第3条 売買代金は、金●●●円とする。（消費税及び地方消費税●●●円含む。）

※売買代金は、落札金額に10%を加算した金額となります。

（売買代金の納付期限等）

第4条 乙は、売買代金●●●円を、甲の発行する納入通知書により令和●年●月●日までに、甲に支払わなければならない。

2 乙が前項に規定する納付期限までに、売買代金を支払わないときは、甲は、納付期限到来の日の翌日から納付する日までの日数に応じ、納付すべき売買代金の額につき年3パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として徴収することができるものとする。

（売買物件の引渡し）

第5条 甲は、前条の売買代金の納入を確認後、当該物品を甲の指定する場所において現状有姿のまま乙に引き渡すものとする。

2 乙は、売買物品の引き受け及び搬出の実施については、関係法令を遵守し甲の指示に従うとともに、これにかかる費用及び手続き等は全て乙の負担とする。

（危険負担）

第6条 甲は、本契約の締結時から前条の売買物品の引渡しまでの間において、売買物品が甲の責めに帰さない事由により滅失し、または毀損した場合においても、乙に対してその責を負わないものとする。

（契約不適合責任）

第7条 乙は、この契約締結後、売買物件に隠れた瑕疵を発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができないものとする。

（契約の解除）

第8条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第9条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を乙に請求することができる。

(契約の費用)

第10条 この契約の締結及び履行に要する費用は、全て乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第11条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所とする。

(疑義の決定)

第12条 この契約書又はこの契約書に記載のない事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年●月●日

甲 周南市
 周南市長 藤井 律子 印

乙 住所 ○○○
 氏名 ○○○ 印